

令和4年度 被扶養者資格確認調査のよくある質問（Q&A）

1【被扶養者認定の基準について】

Q1 被扶養者の収入の基準を教えてください。

A 被扶養者となるためには、「主として被保険者の収入によって生活していること」が必要です。

同居している場合	別居している場合
対象者の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること。	対象者の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、かつ、その額が被保険者からの送金額より少ないこと。

収入限度額	60歳未満:年額130万円未満 月額平均108,334円未満
	60歳以上:年額180万円未満 月額平均150,000円未満

上記月額について

給与収入の場合は交通費等を含む総収入額、年金収入の場合は介護保険料と所得税額の控除前の年金支払額となります。

※1年を超えない有期契約の場合でも年間ベースに直して計算します。

※雇用保険受給の場合は日額で判断します。

2【当調査について】

Q1 なぜ被扶養者の資格確認を行うのですか？

A 被扶養者として該当しない方が、届出漏れにより被扶養者として認定され続けていたケースなどが見受けられます。また、厚生労働省の指導もあり、扶養家族の現在の状況が、被扶養者の条件に合っているか否かを再確認する必要があります。本来被扶養者に該当しない方が被扶養者になっていると、余計な医療費や納付金を健康保険組合が負担することになり、財政に大きな影響を与えます。その結果、将来的には保険料の引き上げにも繋がりがかねないため、被扶養者の資格確認を毎年実施しています。

Q2 「被扶養者資格確認調査票」を提出しないとどうなりますか？

A 被扶養者として確認ができないため、被扶養者の資格を喪失し、保険証は無効となります。

- Q3 被扶養者がいるのに「被扶養者資格確認調査票」に名前が載っていませんがなぜですか？**
A 「被扶養者資格確認調査票」は、マイナンバーを活用した情報照会の結果で一次審査を行い、その一次審査により決定した対象者の方に送付しております。今回の対象者でない方については、追加の記載は必要ございません。

3【給与収入がある方】

- Q1 給与収入とは何を指していますか？**
A 交通費や賞与なども含み、なおかつ税金などが控除される前の総支給額のことです。
- Q2 妻が2カ所で働いています。令和4年の源泉徴収票および3カ月分の給与明細は2カ所とも必要ですか？**
A 2カ所とも必要です。
- Q3 妻が令和4年の直近3カ月の給与明細書を破棄していました。どうすればいいですか？**
A お手元にある（破棄していない）令和4年の給与明細書の3カ月分を提出してください。なお、令和4年全ての月の給与明細書を破棄していた場合は、勤務先に再発行の依頼をしてください。
- Q4 給与明細書は紙ではなく、Web上で表示されるのですが、どうすればいいですか？**
A Webで表示されている画面を紙にプリントしていただき、提出してください。なお、氏名、勤務先、給与支給月が分かる画面も同様に、提出してください。
- Q5 通勤手当は、税法上では一定金額までは非課税ですが、収入になりますか？**
A 収入になります。
課税・非課税を問わず、受け取る総支給額が収入の対象です。
- Q6 妻がパートで働いています。毎月の総収入額は10万円未満ですが、パート先で健康保険証が交付されているようです。私（被保険者）の扶養からはずす必要はありますか？**
A 必要です。
このような場合は、収入額にかかわらず、「被扶養者資格確認調査票」の下欄にある「就職」にチェックし、「削除日」をパート先で交付されている健康保険証の資格取得年月日を記入のうえ、当健康保険組合発行の保険証を添付して提出してください。
- Q7 妻（60歳未満）の収入が限度額の130万円を超えていました。どうすればいいですか？**
A 「被扶養者資格確認調査票」の下欄にある「収入増」にチェックのうえ、保険証を添付して勤務先ご担当者様に提出してください。
当組合で処理後、資格喪失証明書を事業所あてに送付いたします。

Q8 妻が看護師として新型コロナワクチン接種に携わっており、収入基準を超えているようです。扶養からはずすことになりますか？

A その収入が収入基準を超えていた場合は、専用の申立書を提出してください。当組合で書類審査のうえ、認められた場合は特例として扶養は継続となります。
申立書は、組合ホームページ「新着情報」2023/1/12「被扶養者の資格確認調査を実施します」内にございます。

4【自営業者（個人事業主）の方】

Q1 妻が自営業者ですが、提出書類は何になりますか？

A 確定申告書の写しと収支内訳表（または青色申告決算書）の写しを提出してください。
確定申告をしていない場合は、非課税証明書を提出してください。

Q2 妻が自営業者ですが、収入は経費を引いた所得金額が収入となりますか？

A 給与所得者や年金受給者との公平性を図るため、健康保険での収入金額の算出については、収入総額からその事業を営むための直接的必要経費を差し引いた額となります。そのため、収入総額から差し引く必要経費については、所得税法上で認められる必要経費とは異なり、それなしでは、事業が成り立たない経費に限られます。それを踏まえ、収入金額を算出いたします。
例) 経費として認められないもの
租税公課・減価償却費・接待交際費・損害保険料・広告宣伝費・会費など

5【年金を受給している方】

Q1 母には、老齢年金と企業年金の他に、障害年金と遺族年金も支給されていますが、それも収入ですか？

A 収入になります。
収入には、課税・非課税を問わず、受給している全ての年金が対象です。
各年金の直近の年金振込（改定）通知書の写し(年金受取人名、受給金額が記載されている部分)を提出してください。

Q2 令和4年の「年金振込（改定）通知書」を紛失してしまいました。どうすればいいですか？

A 日本年金機構、もしくは最寄りの年金事務所に再発行の依頼をしてください。
また、公的年金以外の年金については、それぞれの年金の支払者へ再発行の依頼をしてください。

6【一時的な収入がある方】

Q 1 70歳の母に一時所得（遺産、不動産売却収入、株式譲渡益など）が入ったため、所得(課税)証明書には、180万円を超えた金額が記載されました。一時的な収入でも扶養からはずす必要はありますか？

A 当組合では、一時所得（遺産や不動産売却収入、株式譲渡益など）は収入に含んでおりませんので、一時所得を除く所得が130万円未満（60歳以上は180万円未満）で、かつ、主として被保険者に生計を維持されていれば、扶養からはずす必要はありません。所得(課税・非課税)証明書に理由を記載のうえ、確定申告書の写しと収支内訳表の写しを提出してください。

7【必要書類について】

Q 1 課税・非課税証明書はどこで発行されますか？所得証明書とはなんですか？

A お住まいの市区町村役所で発行されます。
「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」は、市区町村により名称が異なりますが、いずれも、個人の所得や住民税の額を証明する書類です。

Q 2 非課税証明書を役所で取得するのに費用（手数料）が発生しますが、誰が負担しますか？

A 証明書類を取得するための費用は、自己負担となります。適正な確認調査のために、ご理解とご協力をお願いします。

Q 3 必要書類としてなにを提出すればいいですか？

A 収入があるものすべてについて提出してください。
書類については、「被扶養者資格確認調査票」の【必要書類】の欄にありますのでご確認ください。

8【別居されている方】

Q 1 私（被保険者）は大阪に単身赴任しており、妻と子ども（被扶養者）は神奈川にいます。別居中となるため、家族への送金証明は必要でしょうか？

A 社命による単身赴任の場合は、単身赴任証明(事業主による証明・コピー不可)を添付していただければ、送金証明は必要ありません。ただし、自己都合による別居の場合は、送金証明が必要になります。

Q 2 被保険者と別居をしており、生活費を手渡しで受け取っているのに送金証明がありませんが、どうすればいいですか？

A 主として被保険者によって生計維持されている事実を、客観的に確認できることが必要です。振込明細や通帳の写しなど、「いつ」「誰が」「誰に」「いくら」入金したのかがわかる書類（直近・連続3ヶ月分）を提出してください。

9【その他】

Q 1 「被扶養者資格確認調査票」に記載されている「被扶養者の氏名」「フリガナ」「生年月日」「性別」が誤っている場合はどうすればいいですか？

A ①被扶養者の氏名、生年月日、性別についての訂正
「被扶養者（異動）届」（組合ホームページ「申請書」→書式名称番号3）で訂正の手続きが必要となります。
誤りの部分は赤字で、正しい部分は黒字で記入していただき、誤りの保険証と共に、勤務先のご担当者様に提出してください。

②被扶養者のフリガナについての訂正
「被扶養者資格確認調査票」で訂正可能です。
記載された誤りのフリガナを赤で囲み、その隣に正しいフリガナを黒字でご記入いただき、勤務先のご担当者様に提出してください。（保険証の提出は不要です）